表 12 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測 定 方 法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本産業規格 K0102 (以下「規格」という。) 55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格38.1.2 (規格38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法、規格38.1.2及び38.5に定める方法又は付表1に掲げる方法
鉛	0.01mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.02mg/L以下	規格65.2 (規格65.2.7を除く。) に定める方法 (ただし、規格65.2.6に定める方法により 汽水又は海水を測定する場合にあっては、日本産業規格K0170-7の7のa) 又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01mg/L以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	公共用水域告示付表3に掲げる方法
РСВ	検出されないこと	公共用水域告示付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	日本産業規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、 5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は 5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定 める方法
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定 める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	日本産業規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、 5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本産業規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、 5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本産業規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、 5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本産業規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、 5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法

セレン	0.01mg/L以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3、 43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	規格34.1 (規格34の備考1を除く。)若しくは34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化か素が多量に含まれる液形を測定する場合にあっては、素留試薬溶んの間にあっては、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とのグラセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追したものを用い、日本産業規格 84.1.1c) (定定の方法又は規格34.1.1c) (定定の方法又は規格34.1.1c) (定定の方法である方法又は規格34.1.1c) (定定の方法である方法で規格34の備考1を除く。) に定める方法で規格34の備考1を除く。) に定める方法であるでは、これを省略質及び共存しないまる。) 及び公共用水域告示付表7に掲げる方法
ほう素	1mg/L以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	公共用水域告示付表8に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、そ の結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。